

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町公用文に関する規程の一部を改正する訓令

寒川町公用文に関する規程(昭和44年寒川町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「平成元年1月8日」を「令和元年5月1日」に、「平成元. 1.8」を「令和元.5.1」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。